

第1章 総則

(基本理念と目的)

第1条 個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

2 この規程は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」、「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）」、「個人情報の保護に関するガイドライン」等（以下「個人情報保護法等」という。）に基づき、個人情報取扱事業者である学校法人関西医科大学（以下「本学」という。）における個人情報の取得、利用、加工、開示、管理等について必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

3 本学において個人情報の取得、利用、加工、開示、管理等の業務に従事する者、その他本学の教職員は個人情報保護法等や本学の規程等を遵守するとともに個人情報の秘密保持に十分な注意を払いその業務を遂行しなければならない。

4 この規程に定めのない事項については、個人情報保護法等の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の各項に定めるとおりとする。

2 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（第4項で定める個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 本学において取扱う「個人情報」は、次の各号に掲げる個人情報に大別する。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となるものとする。

(1) 患者及びその親族等の個人情報

(2) 学生及びその親族等の個人情報

(3) 本学及び関係機関に勤務する教職員及びその親族等の個人情報

(4) 前各号に定める個人情報以外の個人情報

4 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号、その他の符号のうち、別紙1で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に際し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

5 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別紙2で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

6 「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換え

ることを含む。)

(2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

7 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

9 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次の各号に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして別紙3に定めるものを除く。)をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

10 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び同法別表第1に掲げる法人をいう。)

(4) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)

11 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

12 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして別紙4に定めるもの以外のものをいう。

13 「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの(第31条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第10項各号に掲げる者を除く。

14 「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの(第32条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第10項各号に掲げる者を除く。

15 「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に

検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの（第23条第1項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第10項各号に掲げる者を除く。

- 16 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 17 「従業者」とは、法人役員、大学役職員、職員、派遣職員その他本学の指揮監督を受けて本学の業務に従事する者をいう。
- 18 「統括責任者」とは、本学全体の個人情報の管理に関する責任を担う者をいい、次条に定める本学の個人情報保護委員会の委員長がこれを務める。
- 19 「部署責任者」とは、所管部署の個人情報取扱に責任を担う部署の長をいう。
- 20 「部門管理者」とは、当該個人情報を取得、利用、加工、開示及び管理する部門の長をいう。
- 21 「取扱担当者」とは、本学内において、個人情報を取扱う事務に従事する者をいう。
- 22 「利用」とは、本学の取扱担当者が本学の業務のために個人データを使用、加工等業務に必要な措置を実施することをいう。
- 23 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。
- 24 「取扱区域」とは、個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。
- 25 「開示」とは、本学の教職員等が、本人（代理人を含む。）に対し、自らの保有個人データを使用ならしめることをいう。
- 26 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- 27 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。
- 28 「規則」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）をいう。
- 29 「ガイドライン」とは、法第127条に規定する個人情報保護委員会（以下「国の個人情報保護委員会」という。）が策定する次の各号に掲げるガイドラインを総称したものをいう。
 - (1) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月個人情報保護委員会告示第6号）
 - (2) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年11月個人情報保護委員会告示第7号）
 - (3) 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年11月個人情報保護委員会告示第8号）
- 30 「ガイダンス」とは、国の各省庁において、所管する事業に係る個人情報の適切な取扱いに関する基本方針を示したもので、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月厚生労働省）等を総称したものをいう。

第2章 安全管理措置

（個人情報保護体制）

第3条 本学は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 本学に、個人データの取扱いを円滑に行うため個人情報保護委員会（以下「本学委員会」という。）を設ける。

3 本学委員会の構成及び所掌事項等は、学校法人関西医科大学個人情報保護委員会規程（以下「委員会規程」という。）に定める。

（統括責任者の責務）

第4条 統括責任者は、この規程に定められた事項を理解し、自ら遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 個人データの利用状況を確認するための手段の整備
- (2) 個人データの利用状況記録の定期的又は臨時の確認
- (3) 前号の確認結果に基づく、安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (4) 従業者の監督並びに従業者への教育研修の企画及び運営
- (5) 個人データの取扱の全部又は一部を委託する場合は、当該取扱の委託者への必要かつ適切な監督

- (6) 管理区域及び取扱区域の適切な管理
- (7) 管理区域及び取扱区域における個人データの取扱機器、電磁的記録媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための適切な措置の実施
- (8) 第33条に規定する苦情対応に関する体制の整備
- (9) 第11条に規定する緊急時対応に関する体制の整備
- (10) 第9条に規定する監査実施に関する体制の整備
- (11) 前各号に掲げる事項のほか、個人情報の管理に関する必要な事項

(部署責任者及び部門管理者の責務)

第5条 部署責任者及び部門管理者は、この規程に定められた事項を理解し、自ら遵守するとともに、取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育研修（前条第1項第4号に基づき統括責任者により企画されたものを含む。）を実施するものとする。

- 2 部署責任者は、個人情報保護に関して、苦情対応及び緊急時対応など本学組織全体で対応すべき問題を認めた場合は、直ちに統括責任者を通じて本学委員会に報告するとともに、本学委員会の指示の下、その対応に当たらなければならない。
- 3 部門管理者は、個人データに対する不当なアクセス、個人データの紛失、破壊、不当な変更、漏洩等に対して技術面及び組織面において合理的な安全対策を講じなければならない。
- 4 部署責任者及び部門管理者は、業務委託等のために個人データを学外の事業者を提供する場合は、別紙5の定めに従い、部署責任者若しくは部門管理者の指示の遵守、個人データに関する秘密保持、再提供の禁止、違約時の責任分担等に係る契約を締結し、前条第1項第5号の定めに従い統括責任者の方針の下、当該個人データの保有期間これを遵守させるべく監督するものとする。

(取扱担当者の責務)

第6条 取扱担当者は、本学の個人データの取扱又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際、この規程、その他の学内規程、部署責任者及び部門管理者の指示した事項並びに個人情報保護法等に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。なお、個人データの取扱いについては別紙6の定めに従うこととする。

- 2 取扱担当者は、個人情報の漏えい等について、この規程又はその他の学内規程若しくは個人情報保護法等に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに部署責任者又は部門管理者に報告するものとする。

(従業者の責務)

第7条 従業者は、統括責任者又は部署責任者若しくは部門管理者が主催するこの規程を遵守させるための教育研修を受けなければならない。

(電磁的情報の安全管理)

第8条 電磁的情報の安全管理については、関西医科大学情報セキュリティポリシー及びその関連規程等に従う。

(監査)

第9条 本学委員会委員長は同委員会の下に監査チームを設置することができる。監査チームの構成及び監査実施要領等は委員会規程に定める。

- 2 監査対象となった部署等は、監査の実施上必要な行為を求められたときは正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(違反に対する措置)

第10条 この規程に違反した職員等に対しては、関西医科大学就業規則に則り、また委託業者等に対しては、当該委託契約等に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(漏えい等の報告等)

第11条 本学は、その取扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして別紙7で定めるものが生じたとき（以下「緊急時」という。）は、本学委員会において対応を決定する。緊急時対応の詳細は委員会規程に定める。

- 2 前項に規定する事態が生じた場合には、別紙8で定めるところにより、当該事態が生じた旨を国の個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、別紙9で定

めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

3 前項に規定する場合には、本学（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、別紙10で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 国の個人情報保護委員会より報告の求め、立入検査、指導、助言、勧告及び命令を受けた場合、本学委員会が対応を決定する。

（個人情報保護相談窓口の設置等）

第12条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求、その他相談及び苦情等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を法人事務局総務部及び各部署に置く。相談窓口の詳細については別紙11に定める。

第3章 個人情報の取得、利用及び第三者提供

第1節 個人情報の取得及び利用

（利用目的の特定）

第13条 本学は、個人情報を取扱うに当たっては、本学の業務遂行上必要な場合に限定するとともに、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 本学は、個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第14条 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

2 本学は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合においては適用しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5）個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取扱う必要があるとき（当該個人情報を取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（6）学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第15条 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第16条 本学は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 要配慮個人情報を学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関、報道機関等、別紙12で定める者により法において認められる範囲内で公開されている場合
- (8) 前各号に定める場合のほか、前各号に準ずるものとして別紙13で定める場合
（取得に際しての利用目的の通知等）

第17条 本学は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。公表の方法は第24条第1項に定める方法に準ずるものとする（第3項に定める公表の場合も同様とする。）。

2 本学は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼす場合があるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
（データ内容の正確性の確保及び不要となったデータの消去）

第18条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第2節 第三者提供の制限

（第三者提供の制限及びオプトアウトの手続）

第19条 本学は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障

を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 本学は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、別紙14第1項で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、別紙14第2項及び第3項の定めに基づき国の個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる（以下、この仕組みを「オプトアウト」という。）。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第16条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法第27条第2項の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- (1) 本学の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 第三者への提供を目的とすること。
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、個人の権利利益を保護するために必要なものとして別紙14第4項で定める事項
- 3 本学は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、別紙14第1項で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、国の個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 本学は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 6 本学は、第2項及び第3項の規定に基づき、国の個人情報保護委員会に届け出たのち、当該委員会において法第27条第4項の規定に基づく届け出内容の公表がなされた後、速やかに、別紙15で定める事項を公表するものとする。公表の方法は第24条第1項に定める方法に準ずるものとする。（外国にある第三者への提供の制限）

第20条 本学は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として別紙16で定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして別紙17で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。この場合においては同条の規定は適用しない。

2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、別紙18で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 本学は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、別紙19で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第21条 本学は、個人データを第三者に提供したときは、別紙20で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の別紙21で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第19条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第19条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 本学は、前項の規定により作成した記録を、当該記録を作成した日から別紙22で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認及び記録）

第22条 本学は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、別紙23で定めるところにより、次の各号に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第19条第1項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本学は、前項の規定による確認を行ったときは、別紙24で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の別紙25で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 本学は、前項により作成した記録を、当該記録を作成した日から別紙26で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第23条 本学は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第19条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ別紙27で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

（1）当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

（2）外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、別紙28で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第20条第3項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により本学が当該第三者に関して確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」

と読み替えるものとする。またその記録の方法、記録事項、作成の時期及び記録の保存期間は、別紙28の定めるところによる。

第4章 保有個人データの開示請求への対応等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第24条 本学は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本学委員会が定める「プライバシーポリシー（個人情報の保護に関する基本方針）」とともに、本学のホームページに掲載する。また、附属の診療機関の受付窓口及び各学部の学舎掲示板に掲載する。なお、第3号に掲げる事項については、「保有個人データの開示等の請求手続」としてホームページに掲載するものとする。

- (1) 本学の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第17条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
 - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第26条第1項若しくは第27条第1項、第4項若しくは第7項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に応じる手続（その手数料の額を含む。）。「開示等の請求等に応じる手続」及び「手数料の額」は第29条及び第30条に定める。
 - (4) 第3条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- 2 本学は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを書面で通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第17条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 当該保有個人データの利用目的の通知に当たっては、部署責任者の事前許可を得るものとする。
- 4 本学は、第2項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第25条 本人は、本学に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法や書面の交付による方法での開示を請求することができる。

- 2 当該保有個人データの開示に当たっては、部署責任者の事前許可を得るものとする。
- 3 本学は、第1項の規定による開示の請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 4 本学は、第1項の規定による開示の請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知しなければならない。
- 5 他の法令により、本人に対し第3項本文に規定する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第3項の規定は、適用しない。
- 6 第1項、第3項及び第4項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第21条第1項及び第22条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして別紙29で定めるものを除く。第29条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(保有個人データの訂正等)

第26条 本人は、本学に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下、この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 本学は、前項の規定による訂正等の請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 当該保有個人データの訂正等に当たっては、部署責任者の事前許可を得るものとする。

4 当該保有個人データの訂正等の請求が次の各号のいずれかに該当すると判断される場合には訂正等を拒むことができる。

(1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合

(2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合

(3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

(4) 対象となる情報について訂正等の権限がない場合

5 本学は、第1項の規定による訂正等の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を書面で通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第27条 本人は、本学に対し、当該本人が識別される保有個人データが第14条若しくは第15条の規定に違反して取扱われているとき、又は第16条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 本学は、前項の規定による利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に合理的な理由があると判断したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 当該保有個人データの利用停止等に当たっては、部署責任者の事前許可を得るものとする。

4 本人は、本学に対し、当該本人が識別される保有個人データが第19条第1項又は第20条の規定に違反して第三者に提供されていると判断できるときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

5 本学は、前項の規定による第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に合理的な理由があると判断したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

6 当該保有個人データの第三者への提供の停止に当たっては、部署責任者の事前許可を得るものとする。

7 本人は、本学に対し、当該本人が識別される保有個人データを本学が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第11条第1項及び第2項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

8 本学は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に合理的な理由があると判断したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

9 当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に当たっては、部署責任者の事前許可を得るものとする。

10 本学は、第1項若しくは第7項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第4項若しくは第7項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知しなければならない。

(理由の説明)

第28条 本学は、第24条第4項、第25条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第26条第5項又は前条第10項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第29条 本学は、第24条第2項の規定による求め又は第25条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）、第26条第1項若しくは第27条第1項、第4項若しくは第7項の規定による請求に関し、別紙30で定めるところにより、その開示等の請求等を受付ける窓口及び方法を定めるものとする。

2 本学は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本学は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、別紙31で定めるところにより、代理人によって行うことができる。

4 本学は、前3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

5 本人から開示等の請求等を受付けたときは、当該受付をした日から起算して1週間以内に、当該請求に係る可否について決定するよう努めることとする。また、第24条第2項、同条第4項、第25条第3項、同条第4項、第26条第5項及び第27条第10項の規定による通知は、請求者に対して2週間以内に送付するよう努めるものとし、これらの通知が諸事情により、2週間以内に送付することが困難である場合は、事前に当該請求者に連絡するよう努めるものとする。

6 本人は、自身に関する保有個人データの開示等の請求等に基づいてなされた措置に不服がある場合は、本人であることを明らかにして、本学委員会に対して不服の申し立てを行うことができる。

(手数料)

第30条 本学は、第24条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第25条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、別紙30第4項の定めにより手数料を徴収するものとする。

第5章 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

第1節 仮名加工情報の作成等

(仮名加工情報の作成等)

第31条 本学は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして別紙32で定める基準に従い、個人情報的加工しなければならない。

2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして別紙33で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 本学は、第14条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第13条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第17条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通

- 知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 取扱担当者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第18条の規定は、適用しない。
 - 6 本学は、第19条第1項及び第2項並びに第20条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第19条第4項中「前各項」とあるのは「第31条第6項」と、同項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第21条第1項ただし書中「第19条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第19条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第22条第1項ただし書中「第19条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第19条第4項各号のいずれか」とする。
 - 7 取扱担当者は、仮名加工情報を取扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 8 取扱担当者は、仮名加工情報を取扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
 - 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第11条、第13条第2項及び第24条から第30条までの規定は、適用しない。

第2節 匿名加工情報の作成等

（匿名加工情報の作成等）

- 第32条 本学は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして別紙34で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 本学は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして別紙35で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
 - 3 本学は、匿名加工情報を作成したときは、別紙36で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 本学は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、別紙37で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
 - 5 取扱担当者は、本学自らが作成した匿名加工情報を取扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 6 本学は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第6章 苦情対応

（苦情への対応）

- 第33条 本学は、個人情報の取扱いに関する苦情への適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報の取扱いに関する各部署への苦情は、第12条に定める各部署の「相談窓口」において、

書面、電話、メール又はFAX等適宜の方法により受け付けるものとする。

- 3 取扱担当者は、本人から苦情の申出を受けた場合には、その内容を部署責任者又は部門管理者に報告する。報告を受けた部署責任者若しくは部門管理者は、適切かつ迅速に対応するように努めなければならない。
- 4 苦情が部署内で解決しない場合は、部署責任者が統括責任者と対応を協議して解決方法を決定する。
- 5 部署責任者は、当該部署が受付けた苦情の概要を、別記様式第13号に準じた様式を用いて、年度毎に統括責任者に報告しなければならない。

第7章 雑則

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、委員会規程に則り、本学委員会において審議の後、理事会に諮り、承認を得るものとする。

(規程の細目及び運用)

第35条 この規程に基づく事務手続等については、各部署において別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月30日)

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (令和4年12月27日第04-203号)

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

別紙1 個人識別符号について (政令第1条)

別紙1 個人識別符号について（政令第1条）

第2条第4項の別紙1で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会第3号）（以下「規則」という。）で定める基準（※1）に適合するもの
 - (イ) 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - (ロ) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - (ハ) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - (ニ) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - (ホ) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - (ヘ) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - (ト) 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された規則で定める文字、番号、記号その他の符号（※2）
 - (イ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
 - (ロ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - (ハ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして規則で定める文字、番号、記号その他の符号（※3）

※1 規則（第2条）で定める基準

第1号の規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

※2 規則（第3条）で定める文字、番号、記号その他の符号

第7号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 政令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 政令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 政令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

※3 規則（第4条）で定める文字、番号、記号その他の符号

第8号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

別紙2 要配慮個人情報について（政令第2条）

別紙2 要配慮個人情報について（政令第2条）

第2条第5項の別紙2で定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害（※）があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

※ 規則（第5条）で定める心身の機能の障害

第1号の規則で定める心身の機能の障害は、次の各号に掲げる障害とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

別紙3 個人情報データベース等について（政令第4条第1項）

別紙3 個人情報データベース等について（政令第4条第1項）

第2条第9項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして別紙3で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
- (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

別紙4 保有個人データから除外されるもの（政令第5条）

別紙4 保有個人データから除外されるもの（政令第5条）

第2条第12項の別紙4で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

別紙5 業務委託について

別紙5 業務委託について

第5条第4項の別紙5の定めは、次の各項に掲げるものとする。

(委託先の選定基準)

- 1 業務委託のために個人データを学外の事業者を提供する場合は、次の各号に掲げる基準に合致した委託先とする。
 - (1) 個人情報漏洩が起こらない程度の情報安全管理対策が実施されていること。
 - (2) 秘密漏洩の事故歴がないこと。
 - (3) 社員に対する委託情報の取扱い及び秘密保持に関する適正な指導がなされていること。
 - (4) 原則として再委託をせずに自社のみで委託業務を処理できること。
 - (5) 事故が発生した場合に、責任割合に応じた責任を負担できること。
 - (6) 契約の終了時には、個人データを全て返還し、電子計算機に残った情報をすべて廃棄及び消去できること。
- 2 業務委託のために個人データを委託する部署又は部門は、それぞれの部署責任者の許可を得る。
- 3 当該部署又は部門は委託先が委託先選定基準を満たしているか否かを毎年見直す。

(委託契約)

- 4 委託契約には次の各号に掲げる事項を盛り込むものとする。
 - (1) 本学及び受託者の責任の明確化
 - (2) 個人データの安全管理に関する事項
 - ① 個人データの漏洩防止及び盗用禁止に関する事項
 - ② 委託契約範囲外の加工及び利用の禁止
 - ③ 委託契約範囲外の複写及び複製の禁止
 - ④ 委託契約期間
 - ⑤ 委託契約終了後の個人データの返還、消去及び廃棄に関する事項
 - (3) 再委託を行うに当たっての本学への文書による報告
 - (4) 個人データの取り扱い状況に関する本学への報告の内容及び頻度
 - (5) 契約内容が遵守されていることの確認
 - (6) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - (7) 情報安全管理上の事故が発生した場合の報告及び連絡に関する事項
- 5 委託契約を締結した部署又は部門は、契約書の写しを本学委員会に送付する。

(委託先の監査)

- 6 委託契約を締結した部署又は部門は、毎年、委託契約に盛り込まれている事項が遵守されているか否かについて、委託先を監査する。
- 7 前項の監査の結果、委託契約が遵守されていないことが判明した場合、当該委託先に対して改善を要請する。
- 8 前項の改善要請後、改善がみられないときは当該委託契約を解除する。
- 9 当該部署又は部門は、監査結果を本学委員会に報告する。

別紙6 取扱担当者による個人データの取扱い

別紙6 取扱担当者による個人データの取扱い

第6条第1項の別紙6で定めるものは、次の各項に掲げるものとする。

(保存保管媒体)

- 1 個人データは保存に適した媒体で保管し、情報の安全管理を図る。
- 2 個人データをパソコンのハードディスクに保存する場合は、パスワード認証等の機密漏洩防止措置を講じたうえで厳重に管理する。

(移動制限)

- 3 部署を超えて個人データの伝達を行う場合は、部門管理者の承認を得る。

(コピー制限)

- 4 個人データが保存された媒体のコピーを作成する場合は、当該コピーの利用目的を明らかにして、部門管理者の承認を得る。

(保存媒体の保管場所)

- 5 個人データが保存された持ち運び可能な媒体は施錠できるロッカー等で保管する。
- 6 個人データが保存された持ち運び可能な媒体が保管されたロッカー等の鍵は部門管理者又は部門管理者が指名した管理職が保管する。
- 7 個人データを機器内の HDD に保存したパソコンは施錠できる部屋に置き、持ち出してはならない。

(保管期限)

- 8 個人データそれぞれの持ち運び可能な媒体への保管には保管期限を設定する。
- 9 保管期限を超えた個人データは、当該媒体から消去又は当該媒体を廃棄する。

(保存媒体の廃棄方法)

- 10 一度でも個人データを保存した持ち運び可能な媒体を廃棄する場合は、破碎等を行ったうえで廃棄する。
- 11 個人データを保存したパソコンを廃棄する場合、個人データの完全消去措置を行ったことを確認したうえで廃棄する。
- 12 個人データを記載した紙媒体を廃棄する場合は、シュレッダーによる破碎又は守秘義務契約を締結した委託業者による焼却又は溶解等を行う。

(個人データ保存媒体の取扱いの記録)

- 13 個人データが保存された媒体等の持ち出し、当該媒体等からの個人データの消去及び当該媒体の廃棄に関する記録については、管理表(様式第1号又は様式第2号)に登載し、管理者を明確にして、各部署又は各部門で管理する。

別紙7 個人の権利利益を害するおそれ大きいもの(規則第7条)

別紙7 個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（規則第7条）

第11条第1項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして別紙7で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この別紙9及び別紙10の第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この別紙9及び別紙10の第1項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

別紙8 国の個人情報保護委員会への報告（規則第8条）

別紙8 国の個人情報保護委員会への報告（規則第8条）

第11条第2項の別紙8で定める国の個人情報保護委員会へ報告する事項については、次の各項に掲げるとおりとする。

1 本学は、第11条第2項本文の規定による報告をする場合には、別紙7各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の各号に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。別紙9において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

2 前項の場合において、本学は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が別紙7第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 第11条第2項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 国の個人情報保護委員会に報告する場合

電子情報処理組織(国の個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一（※）による報告書を提出する方法）

(2) 法第147条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合

別記様式第一（※）による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

※ 別記様式第一とは、規則に規定する別記様式第一をいう。

別紙9 他の個人情報取扱事業者への通知（規則第9条）

別紙9 他の個人情報取扱事業者への通知（規則第9条）

本学は、第11条第2項ただし書の規定による通知をする場合には、別紙7各号に定める事態を知った後、速やかに、別紙8第1項各号に定める事項を通知しなければならない。

別紙10 本人に対する通知（規則第10条）

別紙 10 本人に対する通知（規則第 10 条）

本学は、第 11 条第 3 項本文の規定による通知をする場合には、別紙 7 各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、別紙 8 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

別紙 11 相談窓口

別紙 11 相談窓口

第 12 条第 1 項の別紙 11 に定める各部署の「相談窓口」は次のとおりとする。

○患者： 各病院の事務部（医事課、患者総合相談窓口）	
1	附属病院 【患者総合相談窓口】
2	総合医療センター 【患者総合相談窓口】
3	香里病院 【患者相談窓口】
4	くずは病院 【事務部医事課】
5	天満橋総合クリニック 【事務管理部医事課】
6	くずは駅中健康・健診センター 【事務課】
○学生： 各学部の事務部	
7	大学事務部 【学生課】（医学部 学部生）
8	医学部事務部 【大学院課】（医学部 大学院生）
9	看護学部事務部 【学務課】（学部生・大学院生）
10	リハ学部事務部 【学務課】
○職員（臨時職員や派遣職員を含む）： 各地域ごとの事務部	
11	枚方地区：（附属病院以外）【法人事務局総務部総務課】
12	枚方地区：（附属病院）【患者総合相談窓口】
13	総合医療センター 【患者総合相談窓口】
14	香里病院 【事務部管理課】
15	くずは病院 【事務部総務課】
16	天満橋総合クリニック 【事務管理部管理課】
17	くずは駅中健康・健診センター 【事務課】
○委託先事業者やその他取引先の従業員： 上記職員と同様の区分	

別紙12 個人情報保護法の定めにより本人の同意なく要配慮個人情報の取得が認められている場合の団体（法第57条第1項各号）（規則第6条）

別紙12 個人情報保護法の定めにより本人の同意なく要配慮個人情報の取得が認められている場合の団体（法第57条第1項各号）（規則第6条）

第16条第2項第7号の別紙12で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
- (2) 著述を業として行う者
- (3) 宗教団体
- (4) 政治団体
- (5) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- (6) 外国において法第16条第8項に規定する学術研究機関等に相当する者
- (7) 外国において法第57条第1項各号に掲げる者に相当する者

別紙13 要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合（政令第9条）

別紙13 要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合（政令第9条）

第16条第2項第8号の別紙13で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (2) 法第27条第5項各号（法第41条第6項の規定により読み替えて適用する場合及び法第42条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

別紙14 オプトアウトによる第三者提供に係る事前の通知及び国の個人情報保護委員会への届出（規則第11条）

別紙 14 オプトアウトによる第三者提供に係る事前の通知及び国の個人情報保護委員会への届出（規則第 11 条）

- 1 第 19 条第 2 項及び第 3 項の別紙 14 第 1 項で定める通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次の各号に掲げるところにより、行うものとする。
 - (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - (2) 本人が第 19 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 2 第 19 条第 2 項の別紙 14 第 2 項で定める届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 電子情報処理組織（国の個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
 - (2) 規則に定める別記様式第二（第 19 条第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、規則に定める別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法
- 3 本学が、代理人によって第 19 条第 2 項の別紙 14 第 3 項で定める届出を行う場合には、規則に定める別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。別紙 18 第 1 項及び別紙 19 第 2 項を除き、以下同じ。）を国の個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 4 第 19 条第 2 項第 8 号の別紙 14 第 4 項で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (2) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

別紙 15 オプトアウトによる第三者提供に係る届出手続完了の公表（規則第 14 条）

別紙 15 オプトアウトによる第三者提供に係る届出手続完了の公表（規則第 14 条）

第 19 条第 6 項の別紙 15 で定める公表事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 第 19 条第 2 項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- (2) 第 19 条第 3 項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第 2 項各号に掲げる事項
- (3) 第 19 条第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合
その旨

別紙 16 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国（規則第 15 条）

**別紙 16 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報
の保護に関する制度を有している外国（規則第 15 条）**

第 20 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として別紙 16 で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として国の個人情報保護委員会が定めるものとする。

- (1) 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。
- (2) 国の個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。
- (3) 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。
- (4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。
- (5) 前 4 号に定めるもののほか、当該外国を第 20 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

別紙 17 個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準（規則第 16 条）

別紙 17 個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準（規則第 16 条）

第 20 条第 1 項の別紙 17 で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

別紙 18 外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供（規則第 17 条）

別紙 18 外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供（規則第 17 条）

第 20 条第 2 項の別紙 18 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 20 条第 2 項又は第 23 条第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 2 第 20 条第 2 項又は第 23 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 当該外国の名称
 - (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 3 前項の規定にかかわらず、本学は、第 20 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次の各号に掲げる事項について情報提供しなければならない。
 - (1) 前項第 1 号に定める事項が特定できない旨及びその理由
 - (2) 前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、本学は、第 20 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

別紙 19 外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等（規則第 18 条）

**別紙 19 外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等
(規則第 18 条)**

第 20 条第 3 項の別紙 19 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 20 条第 3 項（第 23 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次の各号に掲げる措置とする。
 - (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第 23 条第 2 項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。
 - 2 第 20 条第 3 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
 - 3 本学は、第 20 条第 3 項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
 - (1) 当該第三者による第 20 条第 1 項に規定する体制の整備の方法
 - (2) 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - (3) 第 1 項第 1 号の規定による確認の頻度及び方法
 - (4) 当該外国の名称
 - (5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - (6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - (7) 前号の支障に関して第 1 項第 2 号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要
 - 4 本学は、第 20 条第 3 項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
 - 5 本学は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
- 別紙 20 第三者提供に係る記録の作成方法（規則第 19 条）**

別紙20 第三者提供に係る記録の作成方法（規則第19条）

第21条第1項の別紙20で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第21条第1項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 2 第21条第1項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（第19条第2項の規定による提供を除く。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第19条第1項又は第20条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に別紙21第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第21条第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

別紙21 第三者提供に係る記録事項（規則第20条）

別紙21 第三者提供に係る記録事項（規則第20条）

- 1 第21条第1項の別紙21で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

（1）第19条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次の①から④までに掲げる事項

- ① 当該個人データを提供した年月日
- ② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。別紙28第4項第3号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④ 当該個人データの項目

（2）第19条第1項又は第20条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次の①及び②に掲げる事項

- ① 第19条第1項又は第20条第1項の本人の同意を得ている旨
- ② 前号②から④までに掲げる事項

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に別紙20に規定する方法により作成した第21条第1項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、第21条第1項の当該事項の記録を省略することができる。

別紙22 第三者提供に係る記録の保存期間（規則第21条）

別紙 22 第三者提供に係る記録の保存期間（規則第 21 条）

第 21 条第 2 項の別紙 22 で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 別紙 20 第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 別紙 20 第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) 前 2 号以外の場合 3 年

別紙 23 第三者提供を受ける際の確認（規則第 22 条）

別紙 23 第三者提供を受ける際の確認（規則第 22 条）

第 22 条第 1 項の別紙 23 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 22 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 2 第 22 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前 2 項に規定する方法による確認（当該確認について別紙 23 に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る第 22 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

別紙 24 第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成方法（規則第 23 条）

別紙 24 第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成方法（規則第 23 条）

第 22 条第 2 項の別紙 24 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 22 条第 2 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 2 第 22 条第 2 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第 19 条第 2 項の規定による提供を除く。以下同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に別紙 25 第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第 22 条第 2 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

別紙 25 第三者提供を受ける際の記録事項（規則第 24 条）

別紙 25 第三者提供を受ける際の記録事項（規則第 24 条）

1 第 22 条第 2 項の別紙 25 で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 個人情報取扱事業者から第 19 条第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次の①から⑤までに掲げる事項
 - ① 個人データの提供を受けた年月日
 - ② 第 22 条第 1 項各号に掲げる事項
 - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ④ 当該個人データの項目
 - ⑤ 法第 27 条第 4 項の規定により公表されている旨
- (2) 個人情報取扱事業者から第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次の①及び②に掲げる事項
 - ① 第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の本人の同意を得ている旨
 - ② 前号ロからニまでに掲げる事項
- (3) 個人関連情報取扱事業者から第 23 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次の①から④までに掲げる事項
 - ① 第 23 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨
 - ② 第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる事項
 - ③ 第 1 号③に掲げる事項
 - ④ 当該個人関連情報の項目
- (4) 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第 1 号②から④までに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に別紙 24 に規定する方法により作成した第 22 条第 2 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、第 22 条第 2 項の当該事項の記録を省略することができる。

別紙 26 第三者提供を受ける際の記録の保存期間（規則第 25 条）

別紙 26 第三者提供を受ける際の記録の保存期間（規則第 25 条）

第 22 条第 3 項の別紙 26 で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 別紙 24 第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 別紙 24 第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) 前 2 号以外の場合 3 年

別紙 27 個人関連情報の第三者提供を行う際の確認（規則第 26 条）

別紙 27 個人関連情報の第三者提供を行う際の確認（規則第 26 条）

第 23 条第 1 項の別紙 27 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 23 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 2 第 23 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前 2 項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る第 23 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

別紙 28 個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成方法等（規則第 27 条から第 29 条まで）

別紙 28 個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成方法等
(規則第 27 条から第 29 条まで)

第 23 条第 1 項第 2 号の別紙 24 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の規定による同項の記録を作成する方法は、別紙 24 第 1 項を準用する。
- 2 第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の記録は、別紙 24 第 2 項を準用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 23 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の当該事項に関する記録に代えることができる。
- 4 第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の規定による同項の記録は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 第 23 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
 - (2) 個人関連情報を提供した年月日 (別紙 24 第 2 項ただし書の規定により、第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日)
 - (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 当該個人関連情報の項目
- 5 前項各号に定める事項のうち、既に第 1 項から第 3 項までに規定する方法により作成した第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の記録 (当該記録を保存している場合におけるものに限る。) に記録された事項と内容が同一であるものについては、第 23 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 2 項の当該事項の記録を省略することができる。
- 6 第 23 条第 3 項において準用する第 22 条第 3 項の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - (1) 第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
 - (2) 第 2 項が準用する別紙 24 第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間
 - (3) 前 2 号以外の場合 3 年

別紙 29 第三者提供記録から除外されるもの (政令第 11 条)

別紙 29 第三者提供記録から除外されるもの（政令第 11 条）

第 25 条第 6 項の別紙 29 で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

別紙 30 開示等の請求等を受け付ける方法（政令第 12 条）

別紙 30 開示等の請求等を受け付ける方法（政令第 12 条）

第 29 条第 1 項の規定により本学が開示等の請求等を受け付ける方法として別紙 30 で定める事項は、次の各項に掲げるとおりとする。

1 開示等の請求等の申出先

開示等の請求等の申出先は、別紙 11 に定める「相談窓口」とする。

2 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式

開示等請求窓口には、開示等請求書（以下「請求書」という。様式第 3 号から様式第 12 号まで）を備え付ける。開示等を請求する場合は、開示等請求窓口に来所して請求書を提出することとし、来所できない場合には請求書を郵送することにより行うこともできる。

3 開示等の請求等をする者が本人又は第 29 条第 3 項に規定する代理人であることの確認の方法

(1) 所定の窓口にて開示等の請求等をする者は、次号から第 5 号までに定める本人確認書類を提出ないし提示して、本人であることの確認を受けなければならない。

(2) 請求書を郵送して開示等の請求等をする者は、本人確認書類を添付して提出しなければならない。ただし、次号⑤の場合は、原本を提出しなければならない。

この場合、本学からの開示書類等の交付は本人限定受取郵便によるものとする。

(3) 本人確認書類は、次のとおりとする。

（いずれか 1 点）

- ① 運転免許証又は運転経歴証明書
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ④ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書
- ⑤ 印鑑登録証明書（ただし、請求書には当該実印の押印が必要）
- ⑥（本学職員及び学生のみ）職員証又は学生証
- ⑦ その他本学が同等と認める資料

（いずれか 2 点）

- ⑧ 健康保険証又は共済組合員証
- ⑨ 年金手帳
- ⑩ 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ⑪ その他本学が同等と認める資料

(4) 法定代理人が開示等を請求する場合は、本人の本人確認書類に加えて、前 2 項の方法により法定代理人の本人確認書類及び本人と法定代理人の代理関係を示す書類を提出しなければならない。また、法定代理人から開示請求があった場合、当該保有個人情報を法定代理人に開示することにより本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第 25 条第 3 項第 1 号に規定する不開示情報）に該当し

ないかを検討し、同号該当性の判断に当たって、必要に応じて本人の意思を確認することとする。

- (5) 代理人が開示等を請求する場合は、前2項の方法により代理人の本人確認書類及び本人と代理人の代理関係を示す書類を提出しなければならない。また、開示する記録の内容及び範囲並びに本人と代理人の関係等につき、本人に対して確認を行うものとする。

4 第30条第1項に定める手数料の額及び徴収方法

- (1) 開示等の手数料の額は次のとおりとする。ただし、開示作業に要する費用等を勘案し、部署毎に異なる項目及び額を定めることができるものとする。

複写費用 複写物1枚につき 50円(税別)

X線写真 1枚につき 1,000円(税別)

郵送料 本人限定受取郵便料金の実額(郵送の場合)

- (2) 手数料の徴収方法は、開示等請求窓口における現金払いとする。郵送による請求の場合は事前に所定の口座へ振込むこととし、振込手数料は開示等を請求する者の負担とする。

別紙31 開示等の請求等を行うことができる代理人(政令第13条)

別紙31 開示等の請求等を行うことができる代理人(政令第13条)

第29条第3項の規定により開示等の請求等を行うことができる別紙31で定める代理人は、次の各号に掲げる代理人とする。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

別紙32 仮名加工情報の作成の方法に関する基準(規則第31条)

別紙32 仮名加工情報の作成の方法に関する基準(規則第31条)

第31条第1項の別紙32で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

別紙33 削除情報の漏えい防止等に係る安全管理措置の基準(規則第32条)

別紙 33 削除情報の漏えい防止等に係る安全管理措置の基準（規則第 32 条）

第 31 条第 2 項の別紙 33 で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 31 条第 2 項に規定する削除情報等（同条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

別紙 34 匿名加工情報の作成の方法に関する基準（規則第 34 条）

別紙 34 匿名加工情報の作成の方法に関する基準（規則第 34 条）

第 32 条第 1 項の別紙 34 で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

別紙 35 加工方法等情報に係る安全管理措置の基準（規則第 35 条）

別紙 35 加工方法等情報に係る安全管理措置の基準（規則第 35 条）

第 32 条第 2 項の別紙 35 で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第 32 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

別紙 36 匿名加工情報の作成時における公表（規則第 36 条）

別紙 36 匿名加工情報の作成時における公表（規則第 36 条）

第 32 条第 3 項の別紙 36 で定める公表については、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 32 条第 3 項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 2 本学が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって本学が当該項目を公表したものとみなす。

別紙 37 匿名加工情報の第三者提供時における公表等（規則第 37 条）

別紙 37 匿名加工情報の第三者提供時における公表等（規則第 37 条）

第 32 条第 4 項の別紙 37 で定める公表等については、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 第 32 条第 4 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 2 第 32 条第 4 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

様式第 1 号

保有個人データ持出管理簿

部門: _____

管理番号	個人データ本人氏名	利用目的	持出先	持出者	持出媒体	持出日	媒体返却予定日	承認者印	返却日	確認者印
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	
						月 日	月 日		月 日	

様式第 2 号

様式第 2 号

保有個人データ消去管理簿

部門: _____

管理番号	個人データ本人氏名	データの内容・形式等	消去の理由	消去日	確認者印
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	
				月 日	

様式第 3 号

様式第3号

保有個人データ開示等請求書

年 月 日

下記の必要事項をご記入のうえ、必要な本人確認書類等を添付して個人情報開示等請求窓口にご持参いただくか、ご郵送ください。

開示等の対象となる方を特定するための情報

(開示の対象となる方を正しく特定するために必要ですので、太枠内はすべてご記入ください。)

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒 ー
電話番号	() ー (日中ご連絡のつく電話番号をご記入ください)
本人確認	1 運転免許証 2 パスポート 3 健康保険証 4 年金手帳 5 その他()

開示等請求者の情報

(開示等の対象となる方と開示等を請求する方が異なる場合のみご記入ください。)

ふりがな	
氏名	
住所	〒 ー
電話番号	() ー (日中ご連絡のつく電話番号をご記入ください)
対象者との関係	1 親権者 2 成年後見人 3 代理人
関係証明書類	
本人確認	1 運転免許証 2 パスポート 3 健康保険証 4 年金手帳 5 その他()

開示等対象となる保有個人データ

請求の目的	1 利用目的の通知 2 開示 3 訂正・追加・削除 4 利用停止、消去 5 第三者提供の停止
資料の種類	
手数料	

当方使用欄

可否	責任者	管理者	担当者
可			
否			

様式第4号

様式第4号

保有個人データ開示等請求書

年 月 日

(医療機関名) _____ 院長殿

私は、貴院が保有する下記の個人情報を開示していただきたく、請求いたします。

開示を受ける 患者	フリガナ (姓)	(名)
	患者氏名	
	診察券番号	
	住所	
	生年月日	
開示を希望 する記録等 (該当するものを ○で囲む)	診察日・部位等	
	1 診療記録のすべて	
	2 診療録(カルテ)	
	3 検査記録・検査成績表	
	4 エックス線写真	
	5 画像:CT、MRI、エコー	
	6 看護記録	
	7	
	8	

開示請求者 氏 名 _____
 患者との関係 _____
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

(本人同意書)

私は、上記のとおり、(請求者) _____ に対して、貴院が保有する私の診療記録等が開示されることに同意いたします。

患者本人(自署) _____

受付	院長	医長	担当医		開示実施	費用徴収

様式第5号

様式第5号

保有個人情報に関する利用停止等請求書

年 月 日

(医療機関名) 院長殿

私は、貴院が保有する下記の個人情報について、利用停止、第三者提供の停止又は、消去をしていただくよう請求いたします。

利用停止等を 求める 患者情報	フリガナ	(姓)	(名)
	患者氏名		
	診察券番号		
	住所		
	生年月日		
利用停止等請求の対象 となる記録文書名、日付			
利用停止等請求の 内容 ※どのような目的への利 用停止等を希望するの か具体的にお書きくだ さい			
利用停止等請求の 理由	<input type="checkbox"/> あらかじめ定められた利用目的を超えた利用 <input type="checkbox"/> 当該個人情報不正な手段によって取得されたため <input type="checkbox"/> その他()		

請求者氏名 _____
 患者との関係 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

(本人委任状)

私は、上記のとおり、(請求者) _____ に対して、貴院が保有する私の診療記録等の利用停止等請求に関する一切を委任いたします。

患者本人(自署) _____

受付	院長	医長	担当医		停止実施	停止可否

様式第6号

様式第6号

保有個人データに関する訂正・追加・削除請求書

年 月 日

(医療機関名) 院長殿

私は、貴院が保有する個人情報について、下記のとおり訂正・追加・削除(以下、訂正等)していただくよう請求いたします。

訂正等を求める者	フリガナ (姓)	(名)
	患者氏名	
	診察券番号	
	住所	
	生年月日	
訂正等を希望する内容等	訂正等希望箇所を特定する記録文書名、日付	具体的な訂正等の内容 ※訂正請求は客観的事実に関する記録に限ります

請求者 氏 名 _____
 患者との関係 _____
 住 所 _____
 電 話 番 号 _____

(本人委任状)

私は、上記のとおり、(請求者) _____ に対して、貴院が保有する私の診療記録等の訂正等請求に関する一切を委任いたします。

患者本人(自署) _____

受付	院長	医長	担当医		訂正実施	訂正可否

様式第7号

_____ 殿

_____ 殿に関する
個人情報の開示について

貴殿から開示請求書が提出されておりました標記の件については、下記のとおり開示することと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

開示対象
となる記録

--

つきましては、____月____日までにあらかじめ個人情報保護相談窓口にご連絡のうえ、お越しいたぎますようお願いいたします。

なお、複写の実費として金_____円を申し受けます。お越しの際に現金にてお支払いいただくか、窓口でお示しする指定口座にお振込みくださいますようお願い申し上げます。

_____年 ____月 ____日

(機関名) _____

部 門 _____

担当者名 _____

_____ 殿

_____ 殿 に関する
個人情報の利用停止等請求について

貴殿から利用停止等の請求書が提出されておりました標記の件については、下記のとおり利用停止等の措置を講じましたので、ご通知申し上げます。

利用停止等の
対象記録

利用停止等の
内容

利用停止等の措置
を講じた日 _____ 年 ____ 月 ____ 日から

_____ 年 ____ 月 ____ 日

(機関名) _____

部 門 _____

担当者名 _____

_____ 殿

_____ 殿 に関する
個人情報の訂正・追加・削除について

貴殿から訂正・追加・削除請求書が提出されておりました標記の件については、下記のとおり訂正・追加・削除(以下、訂正等)することと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

訂正等の
内容

つきましては、____月____日までにあらかじめ個人情報保護相談窓口にご連絡のうえ、お越しいただきますようお願いいたします。

なお、複写の実費として金_____円を申し受けます。お越しの際に現金にてお支払いいただくか、窓口でお示しする指定口座にお振込みくださいますようお願い申し上げます。

_____年 ____月 ____日

(機関名) _____

部 門 _____

担当者名 _____

_____ 殿

_____ 殿に関する
個人情報の開示について

貴殿から開示請求書が提出されておりました標記の件については、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望にそいかねることと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

開示できない
記録

- その理由
- 本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがあるため
 - 当院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため
 - 開示することが法令に違反するため

なお、この件についてご不明の点は、個人情報保護相談窓口までお尋ねください。

_____ 年 月 日

(機関名) _____

部 門 _____

担当者名 _____

_____ 殿

_____ 殿 に関する
個人情報の利用停止等請求について

貴殿から利用停止等の請求書が提出されておりました標記の件については、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望にそいかねることと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

利用停止等
請求の内容

利用停止等の措置をとらない理由

- 利用目的の逸脱等は認められないため
- 当該個人情報の取得に際して、不正は認められなかったため
- その他

なお、この件についてご不明の点は、個人情報保護相談窓口までお尋ねください。

_____ 年 月 日

(機関名) _____

部 門 _____

担当者名 _____

_____ 殿

_____ 殿 に関する
個人情報の訂正・追加・削除について

貴殿から訂正・追加・削除(以下、訂正等)の請求書が提出されておりました標記の件については、誠に遺憾ながら、下記のとおりご希望にそいかねることと決定いたしましたので、ご通知申し上げます。

訂正等請求
の内容

訂正等ができない理由

- 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でないため
- 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくないため
- 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報であるため
- 対象となる情報について当院には訂正の権限がないため
- その他

なお、この件についてご不明の点は、個人情報保護相談窓口までお尋ねください。

_____ 年 月 日

(機関名) _____

部 門 _____

担当者名 _____

【部署名： 】

【様式第13号】

通番	受付日	受付窓口	受付手段 （※1）	申出人	申出人の属性 （※2）	苦情の概要（※3）	対応の概要	収束日	備考

（※1） 書面、電話、メール、FAX、その他

（※2） 患者（及びその家族）、職員（及びその家族）、学生（及びその家族）、その他

（※3） 苦情の対象となっているのが、本学の取扱ルールなのか、個別事案なのか等わかりやすく記載する